慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世初期の英国株式会社に対するスコツトの観察（下）
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.2 (1923. 2) ,p.259(101)- 274(116)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て、より感動的な自然の風光に常にもの新らしい氣分を見出しうる程是等の場所から離れた地に、殆ど田舍の少年の樣に育てられたのである』(Ibid., p. 19) A. Wingate もラスキン一家が其の毎夕を Herne Hill の庭園に出て過した事を述べて『斯くて若きジョン・ラスキンは郊外に生活する大部分の居住者よりも遙に澤山の、大空や鳥や花の魅力及び驚異を眺めた』と書いてゐる。(Life of J. Ruskin, p. 8.)

Herne Hill の屋敷が非常に樹木の多い所であつた事は既に述べた通りであるが、其の前庭は常綠樹を植込み其の後庭は又立派な果樹で充たされてゐた。幼いラスキンが觸れる事を禁ぜられてゐたのは此の果樹であつた。ラスキンは此の庭園とエデンの園とを比較して此の庭には仲間になる野獸が居ないのと「凡べての果實が禁ぜられてゐた」點以外では彼にとつて樂園のあらゆる目的に適ふたものであつたと述べてゐる。(Cf. Praeterita, I, § 39)が彼は『此の果樹の列樹路によつて私に與へられた純眞な、永續きのする悅は其の實のりの時でなくて花の咲いた時に求められた』と記してゐる (Ibid., § 59)而して正に是等は Herne Hill に於ける『健全なる喜樂』の一部を爲すものである。

然し筆者は今や他の方面を語らねばならぬ。其れはラスキンの家庭生活の內部と母の敎育とに就いてゞある。

註一　ラスキンは此の外に二輪馬車と、毬とを持つてゐた。勿論一時にではなく是等のものが全子供時代の玩具の總計であつたのだ。

Punch と Judy を與へた叔母は勿論 Croydon の叔母である。『此の點(玩具の少なかつた事)に關する私の修道院的乏しさに對して Croydon の叔母の同情は非常なものであつた』この人形はラスキンの誕生日に與へられたのであつてラスキンは叔母のこの贈物に就いて次の如く書いてゐる。

"I must have been greatly impressed, for I remember well the look of the two feagures, as my aunt herself exhibited their virtues."

更にラスキンの少年時代の玩具に關しては Praeterita I § 64 を參照せよ。

註二　Northcote によるラスキンの肖像畫は Library edition の Praeterita (全集第三十五卷) の二十一頁に挿畫があり同二十二頁には同畫家がラスキンの顏をモデルにした製作が載せられてある。

近世初期の英國株式會社に對するスコットの觀察(下)

高木壽一

(四)

茲に於てスコットは「國富論」中何れの部分よりも劣れりとするアダム、スミスの株式會社論に對する論評に入る。

スミスは彼の所謂「眞摯聰明なる、The History and Chronological Deduction of Commerce の著者アンダーソン」(Wealth of Nation (ed. Cannan) II, p. 235)により不完全なる論據より誤れる推定をなせる以外には唯 Morellet に據れるのみである。(Ibid. p. 246)斯くて此問題に對するスミスの研究は其歷史的なる限り、アンダーソンに據れることによつて當然不完全なるものである。尙此不充分なる資料は、善用せられしや否や疑問とせられ得るも、殆どスミスは其典據より株式會社に不利なるべき資料を選びたるかの如くにして、殆ど東印度會社に對する憎惡なりと思はしむる少數の章句がある。

而して、國富論の研究の順序に從へば、先づ第一に獨占に關する諸外國貿易株式會社の地位である。若し斯る貿易が諸會社の特權によりて價格騰貴を含み、又之等の產業が公開貿易(open trade)によつて遂行し得しならば、先に擧げし

利益に對抗すべき國家的損失の要素の存するは明である。スミスは斯る損失の存しそは極めて大なりとの結論に到達したのである。此論は一部は彼の時代の、東印度會社の領土に關する失政に對する彼の觀察に、又一部は其發生以來英國の外國貿易株式會社の歷史に基礎を置く。其前論は一七二〇年後に生ぜる事實に據るも後者は其歷史がスコットの研究の主要目的たりし諸企業に關する。スミスの史論の中心思想は恐らく、海外に於ける外國貿易會社の經營は必然、腐敗せざるまでも、浪費的たるを免れ難しと云ふにある。さればスミスは謂ふ。

「例令、英國東印度會社設立以來、他の英國民は回貿易より除外せられ、加ふるに彼等の消費する東印度の貨物の價格に於て、會社が其獨占の結果之等の貨物に得べき總べての法外なる利潤のみならず、斯る大會社の經營に離るべからざる詐欺濫用が必然生ぜしむべき總べての異常の浪費に對しても支拂はねばならなかつたのである。（Wealth of Nations, ed. Cannan, II. p. 130）又曰く、永久的獨占によつて國家の他の總べての臣民は甚だ不法に二個の異れる方法即、(1)自由貿易の場合には、極めて廉く買ひ得る貨物の高價なること、(2)其多くの者にとりて行ふを便宜とし又有利とする事業の部門より全然排除せらるることの、二個の異れる方法に於て課稅せらる。彼等が此の如く課稅せらるるは又總べての目的中の最も無價値なる目的のためである。そは單に會社をして、其使用人の不秩序なる行爲が會社の利益配當をして、全然自由なる貿易に於ける通常利潤率を超えしむることの稀にして甚だ屢々、其利益配當をして其率に足らざること多からしむることさへある會社使用人の怠慢浪費責任を助長するを得せしむるのみである、獨占なくしては株式會社は經驗により明なる如く外國貿易の如何なる部門をも長く遂行し得ないのである。（p. 245）斯る株式會社の重役は自己の金よりも寧ろ他人の金の管理者にして私的組合（private copartnery）の組合員が屢々自己の金を管理すると同一の熱心なる注意を以て他人の金を管理すべしとは、よく期待し得ざる所である。彼等重役は富豪の執事と同樣に、小事に意を注ぐを、主人の名譽のためならざるものと思惟するの傾を有し、極めて容易に其注意を有することより自らを免れしむ。故に怠慢及浪費は、斯る會社の事務經營に於て、多かれ少なかれ、常に行はるべきものである。外國貿易のための株式會社が私的冒險者と競爭を續け得ることの稀なるは此ためである（ibid., II p. 233）」尙、スミスが東印度會社について「其七十四萬四千磅を超へざる資本は云々」及「チャールス二世の治世の末よりジェームス二世朝に通じ、ウイリアム三世の治世の初期まで甚だ窮境に陷れり」との言（ibid., II p. 238）の誤れるをスコットは指摘して居るのである。

最後の左程重要ならざる不正確は別とし、スミスの主なる思想は株式組織は浪費濫用に傾くものなりと云ふにあり、從て其收支上の成功を無視して他面をのみ記述し實に其先入觀念を維持すべき結果を採るの傾きさへあるは明かである。されば東印度貿易に就ては United Company の重役が各支社に命令書を出して經費の節約を要求しこれに應ぜざる使用人、代理人等をば免職せることを記さず或は又 Royal African Company に就ては同會社の成功せる時代を少しも述ぶることなく、同會社が不良の財政狀態に陷れる時より始め、尙スミスの時代にさへ多數の株主を有するに Hudson's Bay Company の成功を以て私組合（Privat Co-partnery）の本質に近かりしによるものなりとなす。

初期の外國貿易會社史の細目の點に就ては、スミスは斯く誤謬に陷れるも、會社經營の無能（inefficiency）に對する彼の一般論は更に研究に値する。

既に述べたる如く、スミスは株式會社の重役等に間斷なき要愼注意を期待し得べからずとなす。此說については、彼のチャイルド（Sir Josia Child）が、自己の東印度會社に於ける地位が夜半屢々目醒しめ會社の事務を案じて眠りを妨げたるを明に記せる當時の證左と著しき矛盾がある。更にスミスの所說に反し、外國貿易會社は極めて大なる成功を收めたることは又會社の經營を支持する間接の證據となる。支配の方法、及內部組織の方法は到底完全にあらざるも其時代を考へ又、第十七世紀に於て株式組織が、如

何に幼稚なりしかを見れば、期待よりも甚だ良好のものであつた。スコットが本書（Joint-Stock Company to 1720）に於て研究せる如く多數の會社の中、詐欺的經營の場合は比較的稀であつたのである。

歷史的證左の觀察を離れ、尙會社の重役の株式或は報酬又は此兩者より生ずる利益が重役をして其精力を業務に盡さしむるに充分なりやの問題が存する。東印度會社の初期の歷史には業務に盡さしむるに充分であつた明證がある。委員會は日々事務所に臨み、且つ株主總會によつて提供せられたる報酬金を彼等各自の株式に對する利潤によつて充分に酬はるると主張して拒絕したのである。スミスは此現象に適用し得べき一般原則を論ずるに、二個の異れる割合の間に誤をなして居た如くである。スミスは會社の總資本に對する重役等の總持株を能率の尺度と見做せるも寧ろ眞の標準は、各個人々々の委員又は助役の株式の原價が其全資產に對する割合であつた。若其割合にして大ならんか、明に能率を擧ぐるに充分なる誘因があつたのである。東印度會社に於て、委員（Committee）の資格一千磅株、總裁（Governor）は四千磅。Royal African Company にては助役（assistant）の資格は二千磅にして、其額は恐らく充分、十七世紀に於ける冒險者の大多數に對して其任務に專心せしむるに足る程の重要なるものであつたであらう。

前に擧げたる如く、スミスは更に進んで「外國貿易のための株式會社が私的冒險者と競爭を續け得たること稀なるはこのためなり」と云ふも、此論理は僅に眞なるが如く見ゆるに過ぎぬ。諸外國貿易に於て、入國の權利を與ふる許可は購はねばならず又堡壘その他の防禦設備も必要なりと認められる。私的貿易商は會社の出費の利益を享受し從て經營の良否に關せず極めて低き資本出費を以て其業を遂行することが出來た。一六八五年頃東印度會社の報告によれば、此種の經費は全經費の五分一乃至四分ノ一に上る。故に私的貿易商は確に株式會社との競爭に於て、他人の危險と勞作とを擅有するによつて明白なる利益を有したであらう。斯る利益にも係らず、個人的貿易商は必然の危險のために第十七世紀の終りの頃には殆ど其業（interloping business）より驅逐せられた。其時代にも航海は多數に上りしも、其大多數は多くの社員を有する株式會社によつて行はれたのである。（Scott, Joint-Stock Company to 1720 vol. I. p. 448-53）

五

此堡壘等の防禦設備存在の問題は更に、獨占特權に對する、外國貿易株式會社の經濟的政治的地位に關する研究に入らしむ。

アダム、スミスも東印度及アフリカ等の野蠻未開の地方との貿易に於て堡壘、屯營等を設くるの必要を認め（Wealth of Nations ed. Cannan II p. 223）又制規會社は之等の諸施設を維持し得ず、之に反し株式會社は屢々維持し得たるを云ひ、此種の任務のためには前者は後者に比し遙かに不適任のものなりとし之が原因を擧げて居る。（ibid. p. 228-9）之等の經費に自國君主より貿易權を購入するに必要なる費用を更に加ふべきである。斯る大なる出費が課せらるゝとすれば、それより生ずる所の利益が其資本を提供せる人々に限らるべきことは當然のことであつた。こは外國貿易のための獨占を公正なりとなす所のものであつた。

尙、前に擧げたる如く、アダム、スミスは「斯る會社の獨占によつて國家の他の總べての臣民は甚だ不法に二個の異れる方法に於て課稅せら

る云々」と云ふ（本稿第四項前出）も其(2)に就き二個の重要なる事實は看過せられた。第一に、株式組織を通じて自己の資本を投ぜんと願ふものは何人も、株を購入することによつてこれをなすことが出來た。既に前稿に示せる如く持株の移轉は極めて一般的に行はれ、名譽革命（一六八八年）後に於て、東印度會社の全公稱資本は二年にして一度、持主を變へたと云はれる。尙、一般の商人は、資本に對する利潤以外に更に、自己の企業を經營する其の業務より得べき利得を奪はれて居る。而も之等の商人に對しても更に報償の途があつた。東印度會社は屢々社員たり、又は社員の緣者たる者のために有利なる地位を保留し置くを求められた。斯くて、株式購入が外國貿易に或る經驗を有する者によつてなさるれば、其者は配當のみならず俸給をも受くるの機會を有した。若し此方法を採るを喜ばざれば、一回或はそれ以上の免許船(permission ship）に對する免許狀（license）を購ひて尙獨立に貿易をなすことが出來た。其免許狀の價格は、東印度貿易にありては、會社によつて死せる資本（dead stock）に投ぜられたる額の利益に對する醵金として概算された。終りに若し其貿易が有望なりと信じて會社の特權を顧みず業務を開始せんと努力せるとせば、此方法は唯、無免許會社（interloping Company）の設立によりてのみ可能であつた。會社の經營能率に對するアダム、スミスの所說に反し、特權區域に侵入せる貿易商の成功せる者稀なりしも、同事業を行ふ若干の小會社は時々相當の成功を收めたのである。更に斯る會社或は個人（若しありとすれば）が其地位を維持し得ると、結局特權會社と協定、概ね合併の性質の協定が成立した。斯くの如く何れの獨占貿易よりも大なる利益を得べき多くの途が、資本及能力を備ふる者に對して開かれ居たるを見るであらう。

尙、アダム、スミスは、獨占權を有する會社が他の種の課稅、即自由貿易の場合に極めて廉價に買ひ得る貨物の高價なることによつて、課稅をなすと攻擊して居る。（前出）

スミスの考へ居たるが如き諸困難の若干は、第十七世紀に於て、より大なる力を以て作用して居た。其重なるものは dead stock に對する必要なる出費であつた。此時代に於て斯る出費の避け難く、制規會社によつては、充分なるを得ず、又貿易商に斯る資金を出し又は必要なる勞をとることを期待することは出來ない。スミスの解法法、會社は貿易の最初の發見に對して數年間獨占權を受くるも、其期限の滿了するや、其 dead stock は其價値を支拂ひて、國家に繼受し、貿易は其國家の全臣民に開放せらるべしと云ふにある。而も一七二〇年に到るまで此提案の實行に對する、一の重大なる實に越ゆべからざる障害があつたのである。一七二〇年に到るまでの內政、外政は、租稅こそ徵收されたれ、之に何物をも報ゆることが出來なかつたのである。スチュアート朝の諸王の何れにも、印度に於ける堡壘を維持するを望み得ず、唯、クロンウェルのみは或は兵營を維持し、海上の保護を與へることが出來た。クロンウェルは、一六五五年頃印度及アフリカの總べての防禦施設を約一萬磅で買收し得べかりし故其機會を有したるも、彼は新なる特許狀を一六五七年十月に東印度會社に與へて其特權を認めたのである。名譽革命の後、對佛戰爭は政府に其義務を盡さしむるを妨ぐるに充分であつた。

又、スミスは死せる資本（dead stock）の價値は會社に支拂はるべしと云ふも、當時の財政を

點檢せば、一七二〇年までに斯る要求に現金にて應ずることは到底不可能のことなりしを知る。一六八五年に於て、東印度會社の dead stock の帳簿價格は七十萬磅以上にして、一七〇二年には僅に四十萬磅に評價せられた。此額たるや少なれども、其當時には餘程の條件なくしては、之を調達し得なかつた。

僅に殘る方法は或形態の政府公債にて支拂ひをなさんとするにある。名譽革命以前に於ては何人も最も嚴密なる保證なくしては、斯る公債を受けざるべく、又其後の價格下落は、收用せられたる者に對して實に公正を得ざるものであつたであらう。從て、一七二〇年までの時代に於ては、アダム、スミスによつて示されたるが如き讓渡は極めて其當を得ざるものなりしは毫も疑なき所である。假令堡壘等が讓渡されたりともせよ數年ならずして減少され或は散去せられたであらう。オランダの會社は斯る機會を捉へて英國貿易商を侵略壓迫し結局英國商人は同貿易を拋棄するか或は又自衛のために新會社に團結するの何れかをなさざるべからざることゝなる。後者の途をとれば新團體は直に新獨占特許狀を得る。恐らく前者の場合たるべきも、オランダ會社が其相場を直に引上ぐることによつて英國に於ける東洋の貨物の價格騰貴を當然生ずるのである。

斯くてスコットは之等の貿易にして、其行はれんには、廣大なる特權を有する株式會社によつてのみ行はれ得たのであると結論する。

尙殘る問題は、第十七世紀初葉に於て英國は東印度貿易をなし得る程に成熟し居たりしや否やである。即アダム、スミスによれば（Wealth of Nations II p. 133.）

〔若し或特定の時に於て、或國の資本の中、自ら例令東印度貿易部門に向ふ部分が國家の總べての之等各個部門を行ふに充分ならざるならば、それは其特定の時に於て其國は其貿易を營むに成熟し居らざること、並に、自ら直接に輸入するよりも、假令高價を支拂ひても、暫く他のヨーロッパ國民より其必要とする東印度商品を購ふを以てよしとするの證左である。之等の商品の高價なるにより其國の損失する所は東印度に對する直接貿易よりも其國家の狀況事情にとりて必要、有用或は適當なる他の事業より其資本の大部分を奪ふことによりて蒙る損失に到底等しきを得ないのである。」

東印度會社創立の時に於ける英國の全國富を一億磅。此事業によりて用ひられたる平均資本は、一六一七年までは二十萬磅を超ゆることなしとせば、後者は前者の〇・2％にすぎぬ。而も同會社創立後十七年間に國富に大なる增加のなされたることも記憶さるべきである。尙、第十七世紀末に於て、（土地の耕作を除く）總べての種類の事業に用ひられたる富は全國富の約十分の一なりしを、一六〇〇年に適用すれば約一千萬磅となる。ロシア、東印度、アフリカ、貿易に使用されたる平均額を總計二十五萬磅とすれば、こは總事業資本の約四十分の一が之等の會社に使用されたるを示す。一六〇〇―一七年間の國富の增加を算入せば、同一七年頃に其割合は五十分の一より多くないであらう。而も一六一七年以後の東印度會社の Second Joint-Stock の小成功は此種の投資を減じ。又一六五八―六二年に印度及アフリカ貿易に新株の募集せられし時用ひたる全資本は其當時全事業に用ひられたりと算定せらるる資本の一％を超えぬ。斯くて、此點より見れば、英國は自國が之等の企業に適するの時期に到らざる前に遠地との外國貿易を開始せりと云ひ得べきも、茲に問題の他面が在る。スミスは此點に於ける貧國の地位の判斷に於て、其國が之等の貿易を開始し或は禁ずるに從て影響を受くる貨物の價格の各個の水準を考慮して居る。

即スミスは貧國としてスエーデン及デンマークを例とし富

國としてはオランダを例とし其兩者に對する獨占會社の結果を、後者の場合には、獨占なくば、赴くべき資本を或特定の貿易より拒絶し、後者の場合には、獨占なくば赴くことなかるべき資本を或特定の貿易に棄くことによつて共に其社會に必然有害なるものなりとなし（Wealth of Nations II p. 131）又スエーデン、デンマルク等の貧國にとりて其現狀に於ては、假令稍々高價を支拂ふも他國の東印度商品を購ふを以て、其少額なる資本の大部分を、其利益回收の極めて遲く、又生產的勞働に欠乏し、何物もなされず、又多くのなさるべきことある自國内に於て極めて少量の生產的勞働を支持し得るにすぎざる、遠地との貿易に向くるよりも優れりとする。」（ibid., p. 132）

第十七世紀初頭の英國に就きて見るに、ヨーロッパ市場に於て競爭の存否如何、若し其當時英國東印度會社なくば、オランダ東印度會社は北歐の諸市場に於ける諸東洋商品に殆ど絶對的獨占を得ることゝなる。英國東印度會社の設立が諸關係商品の價格の大低落を來したることは明瞭である。斯くて、國民的事業資本との對稱上の割合より見れば、或株式會社は、獨占權を得たるがために、餘りに早く設立されたりと云ひ得べきかなれども、若し斯る損失ありとするも貨物の價格低落によりて償ひ得て餘りあるのである。スミスの、一七二〇年に到るまでの外國貿易株式會社に對する所論を斯く長く檢討せるは、彼の觀察の重要なるがためのみならず又、之等の企業に對する彼の所論が國内事業に於ける同種組織に對する彼の態度の一部を決するがためである。（Scott. ibid., vol. I. p. 453-8）

（六）

株式會社經營の無能に關するスミスの深く根ざしたる確信は、一七二〇年後其組織の被れる不評に加へて、彼が株式會社に歸したる機能に及ぶ。スミスは謂ふ。

「株式會社にとりて獨占特權なくして、營み成功し得べしと見ゆる事業は實に、其企業物が一の常規（routine）と稱せらるべきもの或は殆ど全く變化を許さざる一律の方法に歸され得べき事業である。此種の事業は、第一に銀行業、（二）火災、海難、戰時捕獲に關する保險業（三）水路、運河の建設、維持の事業（四）大都市給水の同類事業である。」（Wealth of Nations II p. 246）

更に曰く「單に斯る會社が或事業を經營して成功し得べしとの理由のみにより或事業に對して株式會社を設立し、又或は彼が免除を得るならば繁榮し得べしとの理由のみにより、總べての其隣人に關して生ぜる一般法の或ものより、或特定の商人を免除するは確に合理的でない。斯る設立を完全に合理的たらしめんには、嚴密なる規則方法に適合すべき條件と共に他の二個の事情は同時に發生せねばならぬ。（一）其事業が一般事業の大部分よりも、より大にして、より一般なる效用を有すること。（二）其事業が私組合（private copartnery）に於て容易に蒐集し得べきよりも大なる資本を要することが、最も明なる證左を以て現はれねばならぬ。若し相當な（moderate）資本で充分であるならば、事業の大なる效用は株式會社設立に對する充分なる理由とならない。蓋し此場合に於ては、其事業が生產すべきものに對する需要は、私的企業者によりて速に容易に供給され得るのである。右に擧げし四事業に於て之等の條件は皆俱に存する。」（ibid., p. 247）「之等の四事業の外株式會社の設立を合理的ならしむるに必要なる三條件が悉く俱に存する他の事業を考へ得す」（ibid. p. 248）と。

右のスミスの論は、株式會社が英國に發生せるより二百年以上も後に書かれ、從來株式組織によつて成遂げられし所に對する判斷として極めて興味あるものなるも、若干の點に就て修正を要するのである。例令、獨占の要素の存否に就き、ロンドンに於ては、英蘭銀行が個人或は、六人を超へざるパートナーシップに對しては獨占權を有せざるも、會社組織の銀行に對しては獨占權を有するが如き、又諸都市の給水事業或は内國航運は或種の地方的獨占を含む等、三事業は皆少くとも獨占の形跡を有するのである。

更に、銀行其他の事業に見るに、株式組織の成功が之等の場合に於て一の常規（routine）に歸する事業の性質に據るものとなし得べしとは決して明瞭なることでないのである。株式銀行業は其發端に於ては驚異に滿ち、各銀行は各々異れる方法を採つた。一六九五年頃ロンドンに於ては、英蘭銀行の外、ミリオン銀行、オルファン

ス銀行及多數の土地銀行（Land Bank）在り、其後 Sword Blade 會社 Mine Adventurers 會社が在つた。若「常規」が成功の主要素ならんには、如何なる種類の事業も、より驚異の多きものを例示するは困難であり、實に英蘭銀行史の最初の二十五年には純試驗的にあらざるものは殆どないのである。斯て變化の缺如が成功の基準たりしならんには同銀行は其地位を得ることは出來なかつたと云へる。保險の方法も亦斷えず變化せる狀態にあり海難に關するものの外指準として採るべき確固たる知識なかりし故に何等の常規たるべきものはなかつた。又給水事業に就て見るに十七世紀末の好景氣時代に多數の會社は創立され各會社は各無競爭地域を有したるも大多數の場合、相互に其區域外に侵入して競爭行はれ、消費者を求むるに獨創的の方法等が必要とせられた。後の時代は措き、一七二〇年までにては、之等の事業は總て（或點まで給水事業は例外とし）、各々其自らの組織を創設すべき新產業の地位にあつたのである。

銀行並に保險業に於ける株式會社經營の成功せるの說明は金融業の之等の形態及他の形態のものに對する其特殊的利益に見らるべきである。例令國家に多額の貸出をなせる英蘭銀行等。多量の政府公債を有するミリオン銀行、世襲保有の地代を保證とせる、火災保險會社（Burbon の創立）の如きは之に對しなされし急激なる大需要に應じ得る强き地位にあつたのである。斯くて私的保險業者及銀行業者の失敗の普通なりしに反し株式會社の信用增加は安定を增すものであつた。給水事業に株式組織採用の理由は未だ利益のなき以前に比較的多額の資本が投ぜらるべきことにして、こは又運河についても同一である。されば以上の四事業に、株式組織は大資本が能率を擧ぐるに必要なるによつて先づ採用せられた。

株式組織それ自體の欠點にあらずして、寧ろ第十七世紀末、第十八世紀初葉に於て、實際に適用せられたる株式會社組織の大欠點は、若し資本の團結が人爲的に或產業の信用に必要なる額を超過せらるれば、恐るべき危險の發生すべき（南洋會社の大好況時代の如き）ことの認知され居らざりしことである。アダム、スミスは眞のパートナアシップと危險なる過剩信用を有する過大なる會社（overgrown company）との間の程度の差を考慮する所なかりしが、後者は株式組織の結果にあらずして其濫用である。株式組織の惹起せる弊害は此濫用に歸すべくして株式組織ありて行はるる事業の必要に應じて時々擴大せる資本の共同所有（joint ownership）の觀念の正統、必然の發達に歸すべきでないのである。斯る危險なる、邪路に陷れる如き會社と、小なるパートナアシップとの間には、此資本の組織にとりて充分の餘地あるは明である。更に、此組織の歷史の初期に於ては、其適用し得る所は、アダム、スミスによりて示されたるものと恰ど反對である。株式會社の資本は主として、各事業が興れる時に於て、全く新事業なるか、復興せる事業か、新方法によりて經營さるることを欲する事業か或は危險の度の特に著しき場合の企畫に對して用ひられたのである。斯る企業に於て、株式組織の利益は明である。されば、新外國貿易、掠奪船冒險、植民地開拓、既に外國に存せし工業の輸入の努力並に發明の開發に株式會社が發生したのである。大體に於て、其歷史の最初の約百七十年間（一五五三―一七二〇年）に株式會社組織は大資本或は大なる信用を要し、或は又危險の要素の大なる諸企

業に適せることを示したのである。(Scott: ibid, p. 458-61)

（七）

株式會社によりてなされし成功は、全べてが利益なのではない。そは實に、新形態の組織の發達に避け難き不利益を酌量して後に存する殘高である。一世紀以上に亘り、株式會社の大多數は其發達に於て、一方にはパートナアシップ他方には制規會社(regulated Company)に對する其組織の關係によつて支配せられた。法人を組織せる斯る企業は「perpetual succession」の利益を充分に發揮し得ず、其 Company（組合或は會社）に創立の時に加入せる者は其受けたる特許(charter)の下に行はるる多くの各個事業に利害關係を有することゝなり、法律的見地よりすれば唯、一の Company なるも、經濟的見地より見れば多數の各個別の資本が存する。此牢たる思想は、有期的資本(terminable stock)に贊し其合資本 (joint-stock) を出資者個人の死と分離せしめ得ざりしため永續的繼承 (perpetual succession) の利益を無效ならしめた。外國貿易に對し永久的資本が望ましきものと認めらるるに到りしは一六六六年前後の恐慌のためである。永久的出費をなすの困難は全然別とし、有期的企畫が原則たる間は、利潤の積立を保留し得ざる大欠點あり、斯くて或事業が一時繁榮し、十年後には忽ち大難境に陷れるが如きことは、時に生じたる所である。

組織内の財政的改善と相伴ひて管理の方法にも發達があつた。制規會社の發達と共に都市政治の進歩は、個人の支配及代表に關する點につき業務執行に對する軌範を與へた。此點については、初期の株式會社は既に前人の蹈める路を進んだのである。若し又其社員數少なれば、パートナアシップの手續を其必要に適合せしめ得たるも、孰れの場合に於ても社員が一個人と見られずして、其事業の資本の幾何かを代表するものと看做さるべき機關を創設するの必要を生じた。斯くて社員の議決力は決定せられ、又其效力の正確なる度は同會社經營に於ける社員の發言權に對して定められねばならなかつた。議決權の全問題は個人的、政治的軋轢によつて錯綜し、滑準法 (sliding scale)、及最大議決權(Maximum vote) を生ぜしめたるものとして歴史上極めて重大なるものである。時の經るに從ひ、事情による變化はありしも、會社の理事者(the Management) と其他の社員との間の關係は、前者が細目の點を決し、大綱の問題は、株主總會に於て、屢々極めて熱心に討議せらるとの基準に確定した（アダム、スミスが株主總會に就てなせる言（Wealth of Nations II p. 232）は一七二〇年までは其實證なし）。又、理事者による詐欺の危險は幸に避けられた。故意にして宥し難き虚僞と計算書變造の場合ありしは疑なきも、過大に膨脹せざる株式會社に於ては極めて稀である。南洋會社の著名なる例は株式組織の發達の瘤(accretions)たる特殊事情より生じたるものにして、株式會社組織の正統なる發達より生じたるものでない。即此パニックの眞の理由は信用の資金の範圍に對して立てられたる誤れる觀察にあつたのである。(Scott p. 461-3)

以上を以てスコットは近世初期の株式會社組織の觀察を終り、次いで恐慌の記述に入る。スコットの恐慌に關する説明を略説せんに先づ彼は次の如く恐慌の存せし年を表示する。(p. 464)

一五五八－九年	一五九六－七年
一五六三－四年	一六二〇年
一五六九－七四年	一六三〇年
一五八六－七年	一六四〇年

一六五八―九年　一六八六―八年
一六六四―七年　一六九六―七年
一六七二―四年　一七二〇年

而して彼は恐慌の原因を「先見を欠けるものの」(the unforeseen) の同時に存在せることに歸する。將來を豫見するは事業に從事するものの任務にして、事業家の大多數の豫見の謬れる時恐慌は生ず。誤算の原因は主として判斷する人或は判斷せらるる事實の孰れかに存する。豫見し得ざる事が、若し充分重要ならんには、當然恐慌を生せしむ。(ibid., p. 469) 而も此時代前半の恐慌の說明として、將來を正確に判斷するを誤れるを主要因とする時に於て其當時、時事の事項に關する報道が極めて遲く、其存在する僅の報道も少なる範圍に知られたるに過ぎざるを記憶すべきである。又誤算は偶然事にあらずして、主として豫見を誤れる人の精神の修練に歸すべきである。恐慌は又、將來の判斷に關係なしと見られし現象に突如遭遇せるよりも生じ得る。而して、一七二〇年までの恐慌を檢する時は、豫見を定むる主觀的要素が判斷せらるべき現象の客觀的要素と協同する點に於て兩者の合致は存するも、此の時代に於ては穀物不作、疫癘、戰爭による商業の杜絶、惡政による信用への急激なる打擊等の客觀的方面の優れるを見るのである。(ibid., p. 471)

而して、以上其要を述べたるスコットの觀察は前にも示せる如く、彼の廣汎にして精細なる研究の結果に出づるものにして、近世初期の英國株式會社に對する最も傾聽に値すべき所論なりと筆者は確く信ずるものである。（終）

徵利論に關する一考察（二、完）

打村鑛三

（八）

一科の學としての經濟學がその研究對象の一である利子概念の究明確立に努めるのは當然のことであつてこゝに幾多の利子學說は生じ來たるわけである。この場合これ等の諸說の何れもが直接利子に對して善惡の價値判斷を下すとのないのは勿論の道理であるが、然も利子を生み來り利子が生む諸般の現象に關して、「利子とは果して何ぞや」の科學的究明の直後に、果してこは許さるべきや、許さるべからざるやの倫理的疑問が横つて居ても差支あるまい。けれども現經濟組織を是認しこれより出發して猶ほ利子の否定を結論しやうとするものがあれば、それは全く無意味であり無力であらねばならぬ。何とならば、一次元の經濟生活が二次元の經濟生活に移れば必然的に利子は發生して來なくてはなるまい(29)利子を是非とも否定し去らうと劃てるならば、先づこの二次元の經濟生活を何等かの方法で一次の式に消去變化せしめねばならぬ。この運算が成功した曉に、はじめて利子は必然的に消滅するであらう。これがやがては古代中世的利子論の屏息した理由である。

（註二九　福田教授改訂經濟學研究前編四四一頁以下參照）

歷史的に人類生活の或部分に劃してその前後に從つて一を自足經濟他を營利經濟と做すが如きの謬りであることは勿論である。けれども人がある欲望よりして行爲を起しその欲望の滿足を以て萬事を終つた所謂要額充當の經濟或は自足經濟の時代と、常にたゞ益々向上せんとし增殖せんとして足ることなく厭くことなき營利主義の時代とは、全くその事情を異にしてゐると云はねばならぬ。前者の時代にあつては、もし欲望を充足して猶餘りがあれば之を貯蓄することは生ずるであらうが、唯夫れ丈けである、これを以て永久所得の源泉たらしむることは全く不可